

規制シート(様式)

(別紙1)

090197600570001
180197600570001

平成27年7月7日

規制の名称	訪問購入に係る規制	所管府省	消費者庁、経済産業省
根拠法令等	特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	消費者庁取引対策課長 山田 正人 経済産業省商務情報政策局商務流通保 安グループ商取引・消費経済政策課消費 経済企画室長 伊藤 正雄
規制目的	特定商取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>【購入業者への行政規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、売買業者の氏名等を明らかにしなければならない。 ・勧誘の要請をしていない者に対して勧誘をしてはならない。 ・契約内容を明確にした書面を交付しなければならない。 ・クーリング・オフ期間内に物品を第三者に引き渡す際には、売主たる消費者に第三者に物品を引き渡した旨等を通知する必要。 <p>【民事ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ(8日間)が可能。 ・クーリング・オフ期間内であっても物品の引渡しを拒絶することができる。等 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	訪問購入に係る規定が追加(平成24年法改正)。	関連する政策評価結果	平成24年12月に訪問購入に係る規制内容の整備について政策評価(事前評価)を実施。
規制を維持、改革又は新設する理由	—	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第49号)附則第4条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

090197600570001
180197600570001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>特定商取引に関する法律等の施行について(平成25年2月20日消費者庁次長 経済産業省大臣官房商務流通保安審議官通達)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

070197201170001

平成27年6月26日

規制の名称	特定の種別の警備業務の実施、書面の交付、警備業指導教育責任者に係る規制	所管府省	警察庁
根拠法令等	警備業法(昭和47年法律第117号)第18条、第19条、第22条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局生活安全企画課長 小田部 耕治
規制目的	警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正化を図ること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業者は、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務については、一定の基準に従い当該警備業務に係る検定の合格証明書の交付を受けている警備員を配置して警備業務を実施しなければならない(法第18条)。 ・ 警備業者は、警備業務を行う契約を締結しようとするときは、その概要について記載した書面を警備業務の依頼者に交付するなどしなければならない(法第19条)。 ・ 警備業者は、営業所ごとに、当該営業所において取り扱う警備業務の区分に応じ、警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者から警備員指導教育責任者を選任するなどしなければならない(法第22条)。 	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	当該規制については、平成16年の法改正において整備された。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	当該規制については、平成27年度において見直しを行うため。	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	警備業法附則(平成16年法律第50号)第11条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080198100590003 080195102380001 080195302270001 080194901810001 080194901830001 080195201870001

平成27年7月10日

規制の名称	銀行等の経営の健全性確保に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	銀行法(昭和56年法律第59号)、信用金庫法(昭和26年法律第238号)、労働金庫法(昭和28年法律第227号)、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	預金者を保護し、信用秩序を維持するため、銀行等の経営の健全性を確保すること。		
規制内容の概要	同一人に対する信用供与等の制限、自己資本比率規制、業務又は財産の状況に関する報告する義務又は資料を提出する義務 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	同一人(同一のグループ)に対する信用供与等の制限について、以下の見直しを行った(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年6月19日公布))。 ・信用供与等の範囲の拡大 ・信用供与等の限度額の引下げ 等	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	銀行等の経営の健全性確保や預金者保護の観点などから、規制の見直しについては、経営の健全性に与える影響等を踏まえて検討する必要がある、また、経済金融情勢や国際的な議論等を総合的に勘案しつつ、見直しを行っているところ。なお、直近では、同一人(同一のグループ)に対する信用供与等の規制について、国際基準に揃えるため、見直しを行っている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成25年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)附則第38条		
次の見直し時期	平成31年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080200900590001

平成27年7月10日

規制の名称	資金決済に係る制度整備	所管府省	金融庁
根拠法令等	資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資すること。		
規制内容の概要	<p>前払式支払手段発行者は、内閣総理大臣の登録又は届出が必要であり、また、基準日における未使用残高が1,000万円を超える場合は、その1/2以上の額について、供託等による保全が必要。</p> <p>資金移動業者として内閣総理大臣の登録を受けると、銀行等の免許を受けなくても、為替取引を行うことができることとし、送金途上にある資金と同額以上の資産を供託等により保全する必要。</p> <p>資金清算業を行う者は、内閣総理大臣の免許が必要。</p>	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>資金決済に関する法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>現在、金融審議会の下に設置された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」等において審議を行っており、それらを踏まえて検討する必要があるため。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	資金決済に関する法律附則第36条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080199501050001

平成27年7月10日

規制の名称	保険会社等の保険業を行う者に係る規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	保険業法(平成7年法律第105号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局企画課保険企画室長 曲淵 敏弘
規制目的	保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資すること。		
規制内容の概要	海外展開に係る規制、保険契約の移転に係る規制、保険仲立人に係る規制、共同保険における契約移転手続に係る規制、運用報告書の電磁的交付方法の規制 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成24年保険業法改正において、保険会社の国際競争力の向上や事業再編の促進に資する環境を整備する観点から、海外展開に係る規制の緩和や保険契約移転に係る規制の見直し等を行った。 平成26年保険業法改正において、保険市場の活性化に資するよう、更なる海外展開に係る規制の緩和、保険仲立人に係る規制の緩和、共同保険における契約移転手続に係る特例の導入、運用報告書の電磁的交付方法の多様化等を行った。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成24年、26年に改正を行う等、法律の施行の状況等を勘案し、必要な検討を加え、所要の措置を講じている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成24、26年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080194800250001

平成27年7月10日

規制の名称	有価証券の発行及び金融商品等の取引等に係る規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局市場課長 齋藤 馨 総務企画局企業開示課長 田原 泰雅
規制目的	有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すること。		
規制内容の概要	金融商品取引業者等に対する規制、金融商品取引所等に対する規制、不公正取引に対する規制、企業内容等に関する開示規制 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成22年金融商品取引法改正において、店頭デリバティブに関する清算機関の利用の義務付け、及び取引情報の保存・報告制度の創設等の制度整備を行った。 平成23年金融商品取引法改正において、顧客がプロの投資家等に限定され、かつ、運用財産の総額が一定規模以下の投資運用業を行う場合は、登録要件を緩和することとした。 平成24年金融商品取引法改正において、商品関連市場デリバティブ取引を金融商品取引所において取り扱えることとする他、「総合的な取引所」については、内閣総理大臣(金融庁)が一元的に監督を行う等の措置を講じた。 平成25年金融商品取引法改正において、AIJ事案を踏まえ、厚生年金基金(運用等の体制が整備されているものを除く)について、当分の間、特定投資家(プロ)になるための申出に関する規定を適用しないこととした。 平成26年金融商品取引法改正において、投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給促進を図るため、要件を満たした金融商品取引業者に対して参入要件及び行為規制の緩和を行った。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成22年、23年、24年、25年、26年に改正を行う等、法律の施行の状況等を勘案し、必要な検討を加え、所要の措置を講じている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成22年、23年、24年、25年、26年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080195101980001

平成27年7月10日

規制の名称	投資信託及び投資法人に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局市場課長 齋藤 馨
規制目的	投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資すること。		
規制内容の概要	投資信託及び投資法人のスキームに関する規定として以下のようなものが整備 ・投資信託:委託者及び受託者の要件、投資信託約款の記載事項、投資信託約款の届出及び交付義務、投資信託約款の変更手続 ・投資法人:規約の記載事項、設立に係る届出義務、業務開始前の登録義務、一般事務の外部委託義務	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	平成23年の改正において、特定資産の価格調査等に係る規制の見直しを行った。 また、平成25年の改正において、小規模投資信託の併合手続の簡素化や投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等のための制度の見直しを行った。	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	平成23年、25年に改正を行う等、法律の施行の状況等を勘案し、必要な検討を加え、所要の措置を講じている。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持 (平成23年、25年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080199801050001

平成27年7月10日

規制の名称	資産の流動化に係る規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局市場課長 齋藤 馨
規制目的	特定目的会社又は特定目的信託を用いて資産の流動化を行う制度を確立し、これらを用いた資産の流動化が適正に行われることを確保するとともに資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者による投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資すること。		
規制内容の概要	資産流動化計画策定・変更時の当局への届出、関係者全員の同意、特定目的会社の資産の取得に係る規制 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	平成23年改正において、資産流動化計画の変更手続等の簡素化や資産の取得に関する規制を緩和した。具体的には、資産流動化計画の軽微な変更に係る届出義務の免除、従たる特定資産の信託設定義務等の免除、特定資産の価格調査に係る規制の見直し、特定資産の譲渡人による重要事項の告知義務の廃止等を行った。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	平成23年に改正を行う等、法律の施行の状況等を勘案し、必要な検討を加え、所要の措置を講じている。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成23年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

080200100750001

平成27年7月10日

規制の名称	振替機関に係る制度	所管府省	金融庁
根拠法令等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局市場課長 齋藤 馨
規制目的	社債、株式等の有価証券に表示されるべき権利の振替を行う振替機関等に必要な事項を定め、有価証券のペーパーレス化を図ることにより、その流通の円滑化を図ること。		
規制内容の概要	主務大臣の指定を受けて社債、株式等の振替業務を行う振替機関について、指定要件、業務内容、監督規定等を定めるもの。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)」における「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正において、投資法人が発行できる有価証券に新投資口予約権証券が追加されたことに伴い、振替制度の対象となる有価証券に新投資口予約権証券を追加。	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	株主・社債権者等を保護するためには、ペーパーレス化された有価証券の円滑な流通が必要であり、振替機関は振替業務を適正かつ確実に遂行できる者であることが求められる。このような観点から、振替機関の指定要件、業務内容、監督規定等については、引き続き維持することが適当と考えられる。	規制の維持、改革又は新設の別	維持 (平成25年に規制の見直しを実施)
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年後と設定。)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310006

平成27年6月19日

規制の名称	無線局の登録制度	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法第2章第2節	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部基幹通信課 課長 寺沢 孝二
規制目的	電波の有効利用を促進するため、無線局の登録制度を導入する等の改正を行うもの		
規制内容の概要	一定の条件を満たす無線局の免許に係る事前規制を一部緩和し、登録とする等の措置を講ずるもの	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	なし (※省令委任事項：対象となる無線設備について、平成22年に920MHz帯簡易無線局、平成24年に5GHz帯無線アクセスシステムの携帯基地局及び携帯局を追加、平成26年にPHS基地局の空中線電力10mW以下としていたものから1W以下に対象を拡大等)	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	無線局の登録制度については、規制緩和を図る観点から、対象となる無線設備を順次追加し、今後も制度の活用が見込まれることから、電波の有効利用促進に資すると認められるため(平成26年度末現在の登録局数：約428千局)	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	-		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>-</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>-</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310005

平成27年6月19日

規制の名称	登録周波数終了対策機関	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法第71条の3の2	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部電波政策課 課長 田原 康生
規制目的	周波数割当計画により周波数の使用期限が定められた場合に、免許の有効期間到来前に周波数の変更又は無線局の廃止を行う免許人等に対して給付金の支給等を行う業務(特定周波数終了対策業務)を行う者について、一定の要件を備え、かつ、国が登録した者(登録周波数終了対策機関)とする。		
規制内容の概要	①登録周波数終了対策機関の登録の要件(一定の知識経験を有する者、債務超過の状態にないこと等)及び欠格事由 ②役員等の選任及び解任の届出義務 ③財務諸表等の備付け義務 ④業務規程及び業務の休廃止の認可義務 ⑤秘密保持義務 ⑥特定周波数終了対策業務に係る区分経理義務	関連する予算	特定周波数終了対策交付金 23,000千円(平成27年度)
規制の最近の改廃経緯	平成17年7月26日 会社法の施行に伴う関係規定の整備 平成22年12月3日 読み替え規定の整備 平成26年4月23日 読み替え規定の整備	関連する政策評価結果	特定周波数終了対策業務により、4.9～5.0GHzを使用している既存無線局(電気通信業務用固定局)はすべて撤去されたことから、目標は100%達成された。(平成23年度)
規制を維持、改革又は新設する理由	特定周波数終了対策業務の実施においては、電波法の規定に基づき、実施の確実性、財政的基礎の有無、業務の実施の公平性の確保が必要であるが、当該業務を確実かつ適正に実施することができる第三者機関に行わせることで、当該業務の効率的な実施が可能である。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001320004

平成27年6月22日

規制の名称	移動受信用地上基幹放送の制度の在り方	所管府省	総務省
根拠法令等	放送法(昭和25年法律第132号)、電波法(昭和25年法律第131号)、放送法施行規則、電波法施行規則	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	情報流通行政局放送政策課長 長塩義樹
規制目的	移動受信用地上基幹放送の制度を新設し、許認可等の処分を行っていくもの		
規制内容の概要	移動受信用地上基幹放送をする特定基地局を開設しようとする者は、開設計画の認定の申請が必要。(電波法第27条の13) 移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする者は、基幹放送の業務の認定の申請が必要。(放送法第93条) 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	検討中	規制の維持、改革又は新設の別	検討中
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し条項	放送法附則第3条、電波法附則第3条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>